

「温泉法施行令の一部を改正する政令案」及び「温泉法施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
〔温泉成分分析を受けるべき期間〕	
1 定期的な分析の期間については、最長で5年間とすべき。	温泉成分の変化は緩やかに進行するケースが多いとの現時点での知見等から、10年が適当と考えています。今後、成分の変化について新たな知見が得られた場合には、分析期間についても必要に応じ検討を行います。
2 温泉成分の分析をするための温泉水の採取は、利用施設で行うのか。	温泉水の採取は、温泉の利用場所で行うことが原則となります。ただし、源泉の成分と利用場所の成分に差異がない場合には、源泉で採取することも認められます。
3 成分分析の結果、温泉の定義を満たさなかった場合の取扱いを定めることが必要である。	温泉の定義を満たさないことが、常態となった場合は、利用許可は失効します。一方、一時的な現象である場合は、失効しません。「常態」と「一時的」の判断基準については、現在、検討を行っています。
〔相続・合併等の承認の申請手続〕	
4 法人の承継に、合併等の後の申請も認められるならば、登記事項証明も添付書類になりうるのではないのか。	法人の合併等の承継は、合併等の前の申請のみ認められます。
5 法定相続人以外が事業を承継するケースがあるため、遺言書も添付書類になりうるのではないのか。	法定相続人以外が事業を承継する場合は、許可の承継の対象になりません。
〔許可申請への添付書類の追加〕	
6 掘削許可の基準である「公益侵害のおそれがないこと」を審査するための書類として、全ての都道府県に共通する具体的な内容を盛り込むべきである。例えば、天然ガスが発生した場合のガスの濃度や、安全対策の内容など。	現時点では、全ての都道府県に共通する内容はなく、各都道府県における必要に応じて定めるべきものと考えます。また、温泉に関する天然ガス安全対策については、現在、検討を進めており、御意見は今後の検討の参考といたします。
〔その他〕	
7 ガスセパレーター・ガス検知器の設置・点検の義務付け、メタンガスの大気放出の禁止を行うべきである。	温泉に関する天然ガス安全対策については、現在、検討を進めており、御意見は今後の検討の参考といたします。
8 既存の温泉井を閉鎖して、新規の温泉井を掘削する場合には、現地確認、温泉台帳の抹消を確実にし、閉鎖がされなかった場合には罰則を適用すべきである。	既存の温泉井の閉鎖が、掘削許可の条件となっている場合には、閉鎖されたことの確認が必要と考えます。
9 入浴剤を投入する場合の掲示事項について、「入浴剤の名称」だけでなく、主な成分も追加すべきである。	成分が分からない場合もあるため、省令で義務付けてはいないものです。